吉野ヶ里町 人事行政の運営に関する状況について

「吉野ヶ里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、吉野ヶ里町の人事行政の運営等の 状況をお知らせします。

1職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況 (平成28年4月1日採用) (単位:人)

	受験者数	採用者数	職種	採用方法
男	14	1	一般事務	競争試験
男	1	0	土木	競争試験
女	8	2	一般事務	競争試験
計	23	3		

(2) 退職者の状況

(単位:人)

	定年退職	勧奨退職	普通退職	分限退職	懲戒免職	失職	死亡退職	計
男	5	0	0	0	0	0	0	5
女	1	0	0	0	0	0	0	1
計	6	0	0	0	0	0	0	6

[※] 平成27年度退職者数

(3) 再任用の状況(平成28年4月1日)

(単位:人)

	再任用 (フルタイム勤務)	再任用 (短時間勤務)	計
男	3	1	4
女	0	0	0
計	3	1	4

(4) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位・人)

I I I	別戦貝数V.	//////// ローサ	(年位:八)		
Ė	部 門	H27	H28	対前年	備 考
	議会	2	2	0	
	総務	38	39	1	
_	税務	12	12	0	
般	農林水産	11	10	-1	
行	商工	4	4	0	
政	土木	10	11	1	
	民生	21	20	-1	
	衛生	10	8	-2	
孝	り 育 かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	21	22	1	
公営企	水道	1	1	0	簡易水道
企	下水道	3	3	0	
業等	その他	7	8	1	国保、介護保険、後期高齢
É	음 計	140	140	0	

[※] 部門別職員数には、町長・副町長・教育長は含みません。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

(単位:人)

٠.	放门或城边被劝城员数07亿亿(十次20千4万十百亿亿)								
	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
	標準的な 職務内容	主事の職 務	主任主事 の職務	係長、主査 の職務	困難な業 務を処理 する係長、 主幹の職 務	課長、局長、 参事、副課 長の職務	困難な業務 を処理する 課長・局長・ 参事の職務	計	
	職員数	20	32	35	10	32	11	140	

[※] 職員数には、町長・副町長・教育長を含みません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成27年度一般会計決算)

住民基本台帳		歳出額	人件費	人件費率	
(H28.3.31現在)		(A)	(B)	(B)/(A)	
	人		千円	%	
1	6,197	7,420,850	1,130,003	15.23	

[※] 人件費には特別職の職員(町長、議員等)に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(平成28年度一般会計当初予算)

職員数		給 与 3	貴	合 計	1人当り給与費
(A)	給 料	期末勤勉手当	その他職員手当	(B)	(B)∕(A)
人	千	円 千円	千円	千円	千円
136.75	488,993	182,794	75,782	747,569	5,467

- ※ 町長・副町長・教育長の給与費を含みません。
- ※ 下水道(3名)・簡易水道(0.25名)特別会計職員は含みません。
- ※ 簡易水道(0.25名)は3ヶ月の予算のため(1名×3ヶ月/12ヶ月=0.25名)
- ※ その他の職員手当には、退職手当、共済費は含みません。

(3) 一般行政職職員の平均給料月額、平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	円	円	歳
吉野ヶ里町	300,806	344,502	40.3
国	331,816	410,984	43.6
佐賀県	331,969	413,059	42.9

- ※「平均給料月額」とは、職員の基本給を平均したものです。
- ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支給される扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の 平均を合計したものです。(期末・勤勉手当除く)

(4) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区	分	吉野ヶ里町	围
		円	円
┃ ┃ 一般行政職	大卒	169,100	176,700
加又十丁以入明以	短大卒	157,100	1
	高卒	147,200	144,600

(5) 期末手当・勤勉手当の状況

区分		吉野ヶ里町				国			
	巨刀	期末手	当	勤勉	手当	期末引	当	勤勉-	手当
支	6月期	1.225	月分	0.8	月分	1.225	月分	0.8	月分
給 割	12月期	1.375	月分	0.8	月分	1.375	月分	0.8	月分
合	計	2.60	月分	1.6	月分	2.60	月分	1.6	月分
		職制上の段階、職務 の級等による加算					7	有	

(6) 退職手当の支給状況

(平成28年4月1日現在)

区分		吉野4	ァ里町	国		
		自己都合	勧奨·定年	自己都合	勧奨·定年	
		月	月	月	月	
退	勤続20年	20.445	25.55625	20.445	25.55625	
職手	勤続25年	29.145	34.5825	29.145	34.5825	
当	勤続35年	41.325	49.59	41.325	49.59	
	最高限度	49.59	49.59	49.59	49.59	
その)他の加算措置	定年前早期退職に係る特別措置(2~20%加算)		定年前早期退職に係る	特別措置(2~45%加算)	
1人:	当り平均支給額	千円	22,569 千円			

- ※1 退職手当の一人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された 平均額です。
- ※2 本町の退職手当の支給率は、佐賀県市町村職員退職手当組合が規定する退職手当条例 により定められています。

(7) 特殊勤務手当の状況

11012000 - 1000					
 手当支給職員数の割合	11.43% (支給)	職員16人/職員数140人)			
ナヨメ和戦貝数の司ロ 	(平成28年4)	月支給分)			
支給職員1人当り	1,650	円			
平均支給月額	(平成28年4月支給分)				
	•税務手当	月額 1,700円			
	•感染症防疫作業手当	日額 1,000円			
手当の名称と内容	•死体処理作業手当	日額 5,000円			
	•行旅死亡人取扱手当	日額 1,500円			
	•動物死体処理手当	日額 1,000円			

(8) その他の手当の状況(平成28年4月1日現在)

ての他の子当り	7 1770 (1 79	,20 1/]	1 7 7 L	L/						
手当名		内	容	及	び	支	給	単	価	
	配偶者							13,000	円/月	
	扶養親族					1人につ	き	6,500	円/月	
扶養手当	※配偶者が	がいない場	易合			1人目		11,000	円/月	
	※扶養親加	実たる子 だ	バ満16点	歳に達す	る年度	1人につ	き	5,000	円/月	を加算
	から満2	2歳に達し	た年度	までの場	릚 合					
住居手当	借家•借間		支給	限度額	27,000	円/月				
任冶于ヨ	持家		なし							
	交通機関和	引用者(通	勤距劑	推片道2kn	n以上)					
 通勤手当	通勤	に要する	運賃相	当額(55,	000円/	月が限点	度額)			
世 新丁 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	自家用車等	等の利用	者(通勤	加距離片に	道2km以	上)				
	距離	区分によ	り 2,00	0円/月	~24,500	円/月				
管理職手当	課長·各事	務局長		43,000円	1/月	•		•	•	
6 在城丁ヨ	参事(全部	局)		33,300円	1/月					

(9) 特別職の給料(報酬)の状況(平成28年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額		期末手当	支給割合
町 長	給料月額	750,000円		
副町長	"	600,000円	6月期	1.5月
教育長	"	525,000円	12月期	1.65月
議長	報酬月額	310,000円	計	3.15月
副議長	"	250,000円		
議員	"	233,000円		

3 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況(平成28年4月1日現在)

(1) 職員の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	なし

[※]この勤務時間は一般職の標準的なものです。

(2) 職員の休日等

Ī	週休2日制	日曜日及び土曜日は、週休日
	週1个2口前	(交代等で勤務している職員の週休日は、各任命権者が別に定めます。)
ſ	休 日	国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日

(3) 年次休暇の取得状況

(平成27年)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
4,140日	855日	109人	7.8日	20.7%

[※] 平成27年1月1日~12月31日の全期間に在職した一般職が対象です。

(4) 育児休業の状況 (平成27年度 単位:人)

育 児休業取得老	男	女	計
月冗仆未以行白	0	2	2

[※] 平成27年度取得者及び平成26年度から引き続く育児休業者の人数です。

(5) 休職者の状況

(平成27年度 単位:人)

 大聯 艺	男	女	計
小城石	0	0	0

[※] 平成27年度取得者及び平成26年度から引き続く休職者の人数です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者の状況

(平成27年度 単位:人)

処分事由及び種類	降任	免職	休職	降給	計	失職
勤務成績がよくない場合	0	0			0	0
心身の故障の場合	0	0	0		0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0	0
職制、定数の改廃、予算の減少に より廃職、過員を生じた場合	0	0			0	0
刑事事件に関し起訴された場合	\setminus	\setminus	0	\setminus	0	0
条例で定める事由による場合			0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

[※] 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たし得ない場合に、公務の遂行を確 保するためになされる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者の状況

(平成27年度 単位:人)

心がたりログルル				\ I	1902	T 12:7()
処分事由及び種類	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職 務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

[※] 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を追及し、その制裁として行う処分をいいます。

5 職員の服務の状況

(1) 服務に関する規定の状況

(平成27年度 単位:人)

区 分	内	容	違反者数
法令等に従う義務 (地方公務員法第32条)	職員は、法令等に従い、かつ上司の命令に従 い。	わなければならな	0
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不 為をしてはならない。	名誉となるような行	0
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなら いた後も同様とする。	ない。その職を退	0
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	職員は、その勤務時間中、職務に注意力のす 職務にのみ専念しなければならない。	べてを用い、その	0
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)	職員は、政治的活動に関与してはならない。		0
争議行為等の禁止 (地方公務員法第37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。		0
営利企業等の従事制限 (地方公務員法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とす体の役員を兼ね、若しくは自ら私営業を営み、かなる事業・事務にも従事してはならない。		0

[※] 地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、 職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。この服務の 基本原則を忠実に実行するため、上記のような様々な義務や制限が課されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

(平成27年度 単位:人)

研 修 名	対 象 者	期間	参加者	研修先
新規採用職員研修	新規採用職員	3日間	6	佐賀県自治修習所
町村職員第1部研修	採用4~9年の職員を対象	2日間	7	佐賀県自治修習所
市町村監督者研修	係長級職員を対象	2日間	12	佐賀県自治修習所
市町村管理者研修	課長級職員を対象	2日間	5	佐賀県自治修習所
職能別研修	一般職員を対象	1日間~9日間	17	佐賀県自治修習所等
能力開発研修	一般職員を対象	1日間~3日間	16	佐賀県自治修習所等
市町村アカデミー研修	一般職員を対象	5日間~7日間	3	千葉県市町村職員中央研修所
自治大学	30歳以上50歳未満	73日間	1	自治大学校

[※] このほかにも、職場研修として職場内において日常の業務を通じ、職員にその職務の遂行に必要な知識、技能、態度等を習得させるための研修を行っています。

(2) 職員の人事評価の状況(平成27年度)

- ・地方公務員法の改正により、各任命権者において平成28年4月1日から新たな人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとなっており、職員の士気や組織活力の維持・向上のために、能力・実績に基づく人事管理を推進することが重要である。
- ・各任命権者においては、制度の円滑かつ適切な実施について、引き続き取組を進めることが必要であり、あわせて、公平性・透明性を確保し、信頼性を高めるため、評価に対する苦情対応の仕組みを設けることも必要である。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (平成27年度 単位:人)

健康診断の種別	対象者数	受診者数
定期健康診断	140	96
胃 検 診	103	21
人 間ドック	_	40

※ 職員の健康状態を把握し、生活習慣病などの健康障害を早期に発見するため、 労働安全衛生法等に基づき定期健康診断を実施しています。